

## 議案第 4 号

### 名張市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

名張市学校運営協議会規則（平成 29 年教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 7 日提出

名張市教育委員会  
教育長 上 島 和 久

## 名張市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

### 1. 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

法律の改正に伴う引用条文の条ずれにより、規定を整理する。

### 3. 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

名張市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

名張市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名張市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)                      第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>の規定に基づき、名張市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)                      第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>の規定に基づき、名張市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>